

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

【チケット販売が開始された場合には、1月28日まで販売されたものに限り、以下の要件を満たさずとも、チケットのキャンセル不要】

	感染防止安全計画策定 ※2	その他（安全計画を策定しないイベント）
人数上限 ※1	20,000人まで （対象者全員検査により、収容定員まで追加可※3）	5000人
収容率 ※1	100% ※4	大声なし：100%、大声あり：50% ※5

- ◆ 感染防止安全計画は、イベント開催日の2週間前までを目途に大阪府に提出すること
- ◆ 「その他（安全計画を策定しないイベント）」について、府が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表すること。当該チェックリストは、イベント終了日より1年間保管すること
- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底

- ※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。収容定員が設定されていない場合は、大声あり：十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なし：人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること
- ※2 参加人数が5000人超のイベントに適用
- ※3 対象者全員検査における陰性を確認する対象者は、人数上限（20,000人）を超える範囲の入場者とする
対象者全員検査により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、府に登録が必要
- ※4 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提
- ※5 「大声あり」は、「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義
- ※6 飲食提供は、5時～21時。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は11時～20時30分）
業種別ガイドラインの遵守、同一テーブル4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする